

むつ市告示第47号

振動規制地域の指定及び振動規制基準の設定等

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として第1号に掲げる地域を指定し、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する振動の規制基準を第2号に掲げるとおり定め、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「省令」という。）別表第1の付表の第1号の規定により特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る同号に規定する区域として第3号に掲げる区域を指定し、並びに省令別表第2の備考の1の規定により道路交通振動の限度に係る第1種区域及び第2種区域として第4号に掲げる区域を定め、並びに同備考の2の規定により道路交通振動の限度に係る昼間及び夜間の時間として同号に掲げる時間を定める。

平成24年4月1日

むつ市長 宮下 順一郎

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

平成24年4月1日むつ市告示第46号（騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等。以下「騒音に係る告示」という。）第1号に規定する地域

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保健所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル
第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル

## 備考

(1) 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ掲げる地域をいう。

① 第1種区域 騒音に係る告示第2号の表の備考の1に規定する第1種区域及び第2種区域

② 第2種区域 騒音に係る告示第2号の表の備考の1に規定する第3種区域及び第4種区域

(2) 騒音に係る告示を改正する告示により、従前より厳しい規制基準が適用されることとなる地域内に当該告示の公表の日において現に存する特定工場（当該公表の日において現に特定施設の設置の工事を行っている工場又は事業場を含む。）については、当該公表の日から起算して6月を経過した日の前日までは、なお従前の規制基準を適用する。

(3) 昼間及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

① 昼間 午前8時から午後7時まで

② 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

3 特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る省令別表第1の付表の第1号に規定する区域

騒音に係る告示第3号に規定する区域

4 省令別表第2の備考の1の規定による第1種区域等の区域及び同備考の2の規定による昼間等の時間

(1) 省令別表第2の備考の1の規定による第1種区域及び第2種区域

① 第1種区域 第2号に規定する第1種区域

② 第2種区域 第2号に規定する第2種区域

(2) 省令別表第2の備考の2の規定による昼間及び夜間の時間

① 昼間 午前8時から午後7時まで

② 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで